

ここでは、2022年2月以降制定された改正規則及び近日中に制定予定の改正規則を示します。これらの改正規則のうち、主要なものの背景及び概要を動画にて解説しています。

改正案件一覧

案件	改正規則等			制定日	施行日	備考(*)	対応する動画
船体専門委員会審議案件							
船体監視システム規則	和	規則	船体監視	22.06.30	22.07.01	即日	
	英	規則	船体監視	22.06.30	22.07.01	〃	
Common Structural Rules for Bulk Carriers and Oil Tankers, 1 January 2021, Urgent Rule Change Notice 1	和	規則	C,CSR-B&T	22.06.30	22.06.30	(*1)	
	英	規則	C,CSR-B&T	22.03.10	22.03.10	〃	
Common Structural Rules for Bulk Carriers and Oil Tankers, 1 January 2021, Rule Change Notice 1	和	規則	CSR-B&T	22.06.30	22.07.01	(*2)	
	英	規則	CSR-B&T	22.03.10	22.07.01	〃	
鋼船規則 C 編全面改正関連	和	規則	A,C	22.07.01	23.07.01	(*3)(*4)	船体及び材料関連 (No.1)
		要領	A,C	22.07.01	23.07.01	〃	
	英	規則	A,C	22.07.01	23.07.01	〃	
		要領	A,C	22.07.01	23.07.01	〃	
非破壊試験事業所	和	要領	M	22.10.31	22.10.31	即日	
	英	要領	M	22.10.31	22.10.31	〃	
鋼材の使用区分	和	規則	C,I	22.10.31	22.10.31	(*5)	
	英	規則	C,I	22.10.31	22.10.31	〃	
甲板上木材貨物を固定するスタンション	和	規則	A,C	22.10.31	23.01.01	(*6)	艀装関連 (No.7)
	英	規則	A,C	22.10.31	23.01.01	〃	
貨物倉解析による強度評価に関する要件	和	規則	C	22.10.31	23.07.01	(*7)	
	英	規則	C	22.10.31	23.07.01	〃	
Common Structural Rules for Bulk Carriers and Oil Tankers, 1 January 2021, Corrigenda 1	和	規則	CSR-B&T	22.10.31	22.10.31	即日	
	英	規則	CSR-B&T	22.10.31	22.10.31	〃	
機関専門委員会審議案件							
燃料油サンプリングポイント	和	規則	海防規則	22.03.30	22.04.01	即日	
		要領	海防規則	22.06.30	22.07.01		
	英	規則	海防規則	21.12.27	22.04.01	〃	
		要領	海防規則	21.12.27	22.04.01	〃	
クランク軸	和	規則	D	22.06.30	22.07.01	(*8)	
		要領	D	22.06.30	22.07.01	〃	
	英	規則	D	22.06.30	22.07.01	〃	
		要領	D	22.06.30	22.07.01	〃	
往復動内燃機関に係る提出図面	和	規則	B,D,高速船	22.06.30	22.07.01	(*9)(*10)	
		要領	D,GF,高速船,認定要領	22.06.30	22.07.01	〃	
	英	規則	B,D,高速船,内陸水路	22.06.30	22.07.01	〃	
		要領	D,GF,高速船,内陸水路,認定要領	22.06.30	22.07.01	〃	
ガス燃料機関における圧力逃し装置の設置並びにガス噴射弁の内部及び周囲における危険場所の分類 ・ガス燃料機関における圧力逃し装置の設置 ・ガス燃料機関におけるガス噴射弁の内部及び周囲における危険場所の分類	和	規則	GF	未	24.01.01	-	
		要領	GF	未	24.01.01	-	
	英	規則	GF	未	24.01.01	-	
		要領	GF	未	24.01.01	-	
	和	規則	GF	22.06.30	22.06.30	即日	
		要領	GF	22.06.30	22.06.30	〃	

案件	改正規則等			制定日	施行日	備考(*)	対応する 動画
	英	規則	GF	22.06.30	22.06.30	〃	
		要領	GF	22.06.30	22.06.30	〃	
機関の溶接	和	要領	D,M	22.06.30	22.07.01	(*11)	
	英	要領	D,M	22.06.30	22.07.01	〃	
軸系	和	規則	D	22.06.30	22.07.01	(*1)	
		要領	D,認定要領	22.06.30	22.07.01	〃	
	英	規則	D,内陸水路	22.06.30	22.07.01	〃	
		要領	D,内陸水路, 認定要領	22.06.30	22.07.01	〃	
主機の始動試験	和	規則	D,高速船	22.10.31	23.01.01	(*1)	
		要領	D	22.10.31	23.01.01	〃	
	英	規則	D,高速船,内陸水路	22.10.31	23.01.01	〃	
		要領	D,内陸水路	22.10.31	23.01.01	〃	
推進用ガスタービンの安全装置	和	規則	D,高速船	22.10.31	23.01.01	(*1)	
	英	規則	D	22.10.31	23.01.01	〃	
燃料油サンプリングポイント	英	規則	海防規則	22.10.31	23.01.01	即日	
		要領	海防規則	22.10.31	23.01.01	〃	
ステンレス鋼管の製造方法を表す記号	和	規則	K	22.10.31	23.01.01	(*12)	
	英	規則	K	22.10.31	23.01.01	〃	
日本籍船舶における航行時二酸化炭素抑制指標 (EEXI) 及び二酸化炭素放出実績指標 (CII) の取扱い並びに IMO ガイドライン	和	規則	海防規則	22.10.31	22.11.01 23.01.01	(*13)	
		要領	海防規則	22.10.31	22.11.01 23.01.01	(*13) (*14)	
	英	要領	海防規則	22.10.31	22.11.01 23.01.01	(*14)	
動力伝達装置	和	規則	D	22.06.30	22.07.01	(*15)	
		要領	B,D,高速船	22.06.30	22.07.01	〃	
	英	規則	D,内陸水路	22.06.30	22.07.01	〃	
		要領	D,高速船, 内陸水路	22.06.30	22.07.01	〃	
排ガス浄化装置	和	規則	D	22.06.30	22.07.01	(*16)	機関及び電気設備関連 (No.2)
	英	規則	D	22.06.30	22.07.01	〃	
選択式触媒還元脱硝装置	和	規則	D	22.06.30	22.07.01	(*17)	機関及び電気設備関連 (No.4)
	英	規則	D	22.06.30	22.07.01	〃	
就航船の二酸化炭素放出抑制指標 (EEXI) 及び燃費実績格付け制度 (CII)	和	規則	海防規則	22.06.30	22.11.01 23.01.01	(*18) (*19)	機関及び電気設備関連 (No.1)
		要領	登録規則,海防規則	22.06.30	22.11.01 23.01.01	〃	
	英	規則	証書規則,海防規則	22.06.30	22.11.01 23.01.01	〃	
		要領	登録規則,海防規則	22.06.30	22.11.01 23.01.01	〃	
IACS 統一規則における参照規格の表記方法 (機関関連)	和	規則	D	22.06.30	22.06.30	(*20)	
		要領	B,D,GF,N,高速船, 認定要領	22.06.30	22.07.01	(*1) (*21)	
	英	規則	D	22.06.30	22.06.30	(*20)	
		要領	B,D,GF,N,高速船, 内陸水路,認定要領	22.06.30	22.07.01	(*1) (*21)	
極地氷海船及び耐氷船のプロペラ及び旋回式推進装置	和	規則	I	22.06.30	22.06.30	即日	
		要領	I	22.06.30	22.06.30	〃	
	英	規則	I	22.06.30	22.06.30	〃	
		要領	I	22.06.30	22.06.30	〃	
排ガス浄化装置の承認及び検査に関する 2021 年ガイドライン	和	規則	海防規則	22.05.30	22.06.01	(*22)	機関及び電気設備関連 (No.3)
		要領	海防規則	22.05.30	22.06.01 22.09.01	(*22) (*23)	
	英	規則	海防規則	22.05.30	22.06.01	(*22)	
		要領	海防規則	22.05.30	22.06.01	〃	

案件	改正規則等			制定日	施行日	備考(*)	対応する 動画
電気設備専門委員会審議案件							
IACS 統一解釈及び勧告における参照規格の表記方法（電気設備関連）	和	規則	R	22.06.30	22.07.01	(*1)	
		要領	D,H,R,安全設備, 認定要領	22.06.30	22.07.01	〃	
	英	規則	R	22.06.30	22.07.01	〃	
		要領	D,H,R,安全設備, 認定要領	22.06.30	22.07.01	〃	
半導体電力変換装置等の試験	和	規則	H,高速船	22.06.30	22.07.01	(*1)	機関及び電気設備関連 (No.5)
		要領	H,認定要領	22.06.30	22.07.01	(*1)	
	英	規則	H,高速船,内陸水路	22.06.30	22.07.01	(*1)	
		要領	H,内陸水路, 認定要領	22.06.30	22.07.01	(*1)	
IACS 統一規則における参照規格の表記方法（自動化機器の環境試験）	和	要領	認定要領	22.06.30	22.07.01	(*24)	
	英	要領	認定要領	22.06.30	22.07.01	〃	
防爆形電気機器の試験	和	要領	認定要領	22.06.30	22.07.01	即日	
	英	要領	認定要領	22.06.30	22.07.01	〃	
システム設計等	和	規則	D,H,P,PPS,高速船	22.06.30	22.07.01	(*1)	
		要領	D,H,P,PPS,高速船, 認定要領	22.06.30	22.07.01	〃	
	英	規則	D,H,P,PPS,高速船, 内陸水路	22.06.30	22.07.01	〃	
		要領	D,H,P,PPS,高速船, 内陸水路,認定要領	22.06.30	22.07.01	〃	
蓄電池システム	和	規則	A,H,R,高速船	22.10.31	23.01.01	(*25)	機関及び電気設備関連 (No.6)
		要領	B,H,PPS,高速船, 認定要領	22.10.31	23.01.01	〃	
	英	規則	A,H,R,高速船,内陸水路	22.10.31	23.01.01	〃	
		要領	B,H,PPS,高速船, 認定要領,内陸水路	22.10.31	23.01.01	〃	
操舵装置のハイドロロックに対する措置	和	規則	D	22.10.31	23.07.01	(*25)	
	英	規則	D,内陸水路	22.10.31	23.07.01	〃	
		要領	内陸水路	22.10.31	23.07.01	〃	
機装専門委員会審議案件							
IGC コードにおけるガス燃料管のダクトの定義	和	要領	N	22.06.30	23.01.01	(*1)	機装関連 (No.2)
	英	要領	N	22.06.30	23.01.01	〃	
自動閉鎖式空気管頭	和	要領	認定要領	22.06.30	22.07.01	(*26)	
	英	要領	認定要領	22.06.30	22.07.01	〃	
管のメカニカルジョイント及びフレキシブル管継手	和	規則	D	22.06.30	22.07.01	(*1)(*27)	
		要領	認定要領	22.06.30	22.07.01	〃	
	英	規則	D,内陸水路	22.06.30	22.07.01	〃	
		要領	認定要領	22.06.30	22.07.01	〃	
北極海域における重質油の使用及び運搬	和	規則	海防規則	22.06.30	22.11.01	即日	機装関連 (No.3)
		要領	海防規則	22.06.30	22.11.01	〃	
	英	規則	海防規則	22.06.30	22.11.01	〃	
		要領	海防規則	22.06.30	22.11.01	〃	
EPIRB 及び VDR の性能基準	和	規則	安全設備	22.06.30	22.07.01	(*28)	機装関連 (No.1)
低引火点燃料船の火災探知及び警報装置	和	規則	GF	22.06.30	22.07.01	(*1)	
		要領	GF	22.06.30	22.07.01	〃	
	英	規則	GF	22.06.30	22.07.01	〃	
危険物及び車両運送に関わる火災安全要件の見直し	和	要領	R	22.06.30	22.06.30	即日	
	英	要領	R	22.06.30	22.06.30	〃	
有害水バラスト処理設備の設置要件	和	規則	バラスト水	22.06.30	22.07.01	(*29)	機装関連 (No.5)
		要領	バラスト水	22.06.30	22.07.01	〃	
	英	規則	バラスト水	22.06.30	22.07.01	〃	
		要領	バラスト水	22.06.30	22.07.01	〃	

案件	改正規則等			制定日	施行日	備考(*)	対応する 動画		
	和	英	要領						
防火及び消火に係る IACS 統一解釈等の見直し	和	要領	R	22.06.30	22.06.30	即日			
	英	要領	R,旅客船	22.06.30	22.06.30	〃			
液化ガスばら積船における管装置の試験の代替措置	和	規則	N	22.06.30	22.06.30	即日	艀装関連 (No.4)		
個体識別可能な火災探知器の故障分離要件	和	要領	R	未	24.01.01	未			
	英	要領	R	未	24.01.01	未			
アスベストを含む材料の使用禁止に対する確認方法	和	規則	B,海防規則, 安全設備,無線設備, バラスト水, 冷蔵設備,揚貨設備, 潜水装置,高速船, 強化プラスチック, フローティング	22.06.30	22.06.30	即日			
		要領	B,海防規則, 安全設備,無線設備, バラスト水, 冷蔵設備,揚貨設備, 潜水装置,高速船, 強化プラスチック, フローティング	22.06.30	22.06.30	〃			
	英	規則	B,海防規則, 安全設備,無線設備, バラスト水, 冷蔵設備,揚貨設備, 潜水装置,高速船, 旅客船,強化プラスチック, フローティング	22.06.30	22.06.30	〃			
		要領	B,海防規則, 安全設備,無線設備, バラスト水, 冷蔵設備,揚貨設備, 潜水装置,高速船, 旅客船,強化プラスチック, フローティング	22.06.30	22.06.30	〃			
	歩路等に使用する鋼索のためのターンバックル	和	規則	C,CS,高速船	22.06.30	22.07.01		即日	
			要領	C	22.06.30	22.07.01		〃	
英		要領	C	22.06.30	22.07.01	〃			
シプトリン含有塗料の禁止	和	規則	船体防汚, 証書規則	未	23.01.01	未			
		要領	船体防汚	未	23.01.01	未			
	英	規則	船体防汚	未	23.01.01	未			
		要領	船体防汚	未	23.01.01	未			
船内騒音コードの解釈	和	規則	B	22.10.31	23.01.01	(*25)			
	英	規則	B	22.10.31	23.01.01	〃			
液化ガスばら積船の貨物液サンプリング設備	和	要領	N	22.10.31	22.10.31	(*1)			
	英	要領	N	22.10.31	22.10.31	〃			
Note verbale 027 及び防熱仕様	和	規則	R	未	未	未			
		要領	R	未	未	未			
	英	規則	R	未	未	未			
		要領	R	未	未	未			
HSC コードに関する統一解釈	和	要領	高速船	22.10.31	22.10.31	即日			
	英	要領	高速船	22.10.31	22.10.31	〃			
軽荷重量変更時の復原性資料及びローディングマニュアル等の扱い	和	規則	B,高速船	22.10.31	23.01.01	即日	艀装関連 (No.7)		
		要領	B,高速船	22.10.31	23.01.01	〃			
	英	規則	B,高速船,旅客船,内陸水路	22.10.31	23.01.01	〃			

案件	改正規則等			制定日	施行日	備考(*)	対応する動画
		要領	B,V,高速船,旅客船,内陸水路	22.10.31	23.01.01	〃	
プラスチック管の耐火試験	和	規則	D	22.10.31	23.07.01	(*30)	
	英	規則	D	22.10.31	23.07.01	〃	
附則の改正	和	規則	C,CS	22.10.31	23.01.01	(*1)	
		要領	C	22.10.31	23.01.01	〃	
	英	規則	C,CS,旅客船	22.10.31	23.01.01	〃	
		要領	C	22.10.31	23.01.01	〃	
シプトリン含有塗料の禁止	和	規則	船体防汚システム,国際条約	22.10.31	23.01.01	即日	艀装関連 (No.7)
		要領	船体防汚システム	22.10.31	23.01.01	〃	
	英	規則	船体防汚システム	22.10.31	23.01.01	〃	
		要領	船体防汚システム	22.10.31	23.01.01	〃	

材料専門委員会審議案件

船体用圧延鋼材 KD の化学成分	和	規則	K	22.06.30	22.06.30	即日	
	英	規則	K	22.06.30	22.06.30	〃	
溶接施工方法承認試験	和	規則	GF,N	未	24.01.01	未	
	英	規則	GF,N	未	24.01.01	未	
低温用鋼材の衝撃試験要件	和	規則	GF,N	22.06.30	22.07.01	(*1)	
		要領	GF,N	22.06.30	22.07.01	〃	
	英	規則	GF,N	22.06.30	22.07.01	〃	
		要領	GF,N	22.06.30	22.07.01	〃	
力計の校正及び証明書の失効	和	規則	試験機	22.06.30	22.06.30	(*31)	
		要領	試験機	22.06.30	22.06.30	〃	
	英	規則	試験機	22.06.30	22.06.30	〃	
		要領	試験機	22.06.30	22.06.30	〃	
IACS 統一規則及び勧告における参照規格の表記方法 (材料・溶接関連)	和	規則	K	22.10.31	23.01.01	(*32)	
		要領	K,M,認定要領	22.10.31	23.01.01	(*32) (*33) (*34) (*35)	
	英	規則	K	22.10.31	23.01.01	(*32)	
		要領	K,M,認定要領	22.10.31	23.01.01	(*32) (*33) (*34) (*35)	
低温用圧延鋼材関連	和	規則	K,M,	22.10.31	22.10.31	(*36) (*37)	
		要領	認定要領	22.10.31	22.10.31	(*36)	
	英	規則	K,M,	22.10.31	22.10.31	(*36) (*37)	
		要領	認定要領	22.10.31	22.10.31	(*36)	

海洋構造物専門委員会審議案件

甲板昇降装置等	和	規則	B,O	22.06.30	22.07.01	(*1)	
			P		22.06.30 22.07.01	〃	
		要領	O,P	22.06.30	22.07.01	〃	
	英	規則	B,O	22.06.30	22.07.01	〃	
			P		22.06.30 22.07.01	〃	
		要領	O,P	22.06.30	22.07.01	〃	
自動船位保持設備 (DPS) の制御の切換え	和	規則	P	22.06.30	22.07.01	(*1)	
	英	規則	P	22.06.30	22.07.01	〃	
海洋資源掘削船における危険場所の分類	和	規則	P	22.06.30	22.07.01	(*38)	
	英	規則	P	22.06.30	22.07.01	〃	
海底資源掘削船のガス検知警報装置の設置場所	和	規則	P	22.10.31	23.01.01	(*38)	
	英	規則	P	22.10.31	23.01.01	〃	

検査関係案件等(専門委員会では審議されない案件)

案件	改正規則等			制定日	施行日	備考(*)	対応する 動画
無線検査における無線技術者による試験の取り扱い	英	要領	無線設備	22.06.30	22.07.01	(*1)	
有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験実施事業所の承認他	和	規則	事業所,バラスト水	22.06.30	22.06.30	即日	艀装関連 (No.6)
		要領	バラスト水	22.06.30	22.06.30	"	
	英	規則	事業所,バラスト水	22.06.30	22.06.30	"	
		要領	バラスト水	22.06.30	22.06.30	"	
無人非自航 (UNSP) バージの免除規定	和	規則	海防規則	22.06.30	22.11.01	即日	
	英	規則	海防規則	22.06.30	22.11.01	"	
鋼船規則 B 編船級検査の総合的見直し (プロペラ軸及び船尾管軸の検査関連)	和	規則	A,B,高速船	22.06.30	22.10.01	即日	
		要領	B,高速船	22.06.30	22.10.01		
	英	規則	A,B,高速船,旅客船, 内陸水路	22.06.30	22.10.01		
		要領	B,高速船,内陸水路	22.06.30	22.10.01		
鋼船規則 B 編船級検査の総合的見直し (規則の構成の見直し)	和	規則	B	22.06.30	22.06.30	"	
		要領	B,D,居住衛生	22.06.30	22.06.30		
	英	規則	B	22.06.30	22.06.30		
		要領	B	22.06.30	22.06.30		
定期検査における板厚計測	和	規則	B	22.10.31	23.01.01	(*39)	
	英	規則	B	22.10.31	23.01.01	"	
遠隔検査	和	規則	B,高速船,強化プラスチック, フローティングドック	22.10.31	23.01.01	(*40)	
		要領	B,高速船	22.10.31	23.01.01	"	
	英	規則	B,高速船,強化プラスチック, フローティングドック,旅客 船,内陸水路	22.10.31	23.01.01	"	
		要領	B,高速船,内陸水路	22.10.31	23.01.01	"	
審査関係案件等 (海務委員会で審議される案件)							
船員の労働時間及びその管理	和	規則	海上労働システム 規則	22.04.01	22.03.30	即日	
		要領	海上労働システム 規則	23.04.01	22.03.30	"	

(*)... 施行日に対する備考欄の説明

(詳細については、鋼船規則等一部改正の附則にてご確認下さい。)

即日... 施行日より適用

起工... 施行日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用

契約... 施行日以降に建造契約が行われる船舶に適用

検査... 施行日以降の検査申込みに適用

承認... 施行日以降の承認申込みに適用

入級... 施行日以降の入級申込みに適用

引渡... 施行日以降に引渡しが行われる船舶に適用

- (*1)... 1. 施行日から適用
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (*2)... 1. 施行日から適用
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず、申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。
- (*3)... 1. 施行日から適用
2. 次のいずれかに該当する船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
(1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
(2) 施行前の規則に適合する船舶の同型船であつて、2025年1月1日前に建造契約が行われた船舶
- (*4)... 1. 施行日から適用
2. 次のいずれかに該当する船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
(1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
(2) 施行前の規則に適合する船舶の同型船であつて、2025年1月1日前に建造契約が行われた船舶施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (*5)... 1. 施行日から適用
2. 全面改正された鋼船規則C編（2022年7月1日規則第61号）前の鋼船規則C編（以下、規則旧C編）が適用される船舶は、この規則の施行日以降、次に示す規定にこの規則を適用する。
規則旧C編 図C1.2
- (*6)... 1. 施行日から適用
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 全面改正された鋼船規則検査要領C編（2022年7月1日達第46号）前の鋼船規則検査要領C編（以下、検査要領旧C編）が適用される船舶であつて、この規則の施行日以降に建造契約が行われたものにあつては、次に示す規定にこの規則を適用する。
検査要領旧C編 C4.2.3-3.
検査要領旧C編 C1.2.3-1.(3)(j)
- (*7)... 1. 施行日から適用
2. 次のいずれかに該当する船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
(1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
(2) 施行前の規則に適合する船舶の同型船であつて、2025年1月1日前に建造契約が行われた船舶
- (*8)... 1. 施行日から適用
2. 施行日前に承認申込みのあったクランク軸にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

- (*9)... 1. 施行日から適用
2. 施行日前に使用承認申込みのあった往復動内燃機関と同一型式の往復動内燃機関にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (*10)... 1. 施行日から適用
2. 施行日前に承認申込みのあった往復動内燃機関にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (*11)... 1. 施行日から適用
2. 施行日前に承認申込みのあった溶接施工方法及びその施工要領にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (*12)... 1. 施行日から適用
2. 施行日前に検査申込みのあったステンレス鋼管にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (*13)... 1. 施行日から適用
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶であつて、2025年6月30日以前に引き渡しが行われる船舶にあつては、施行日以後最初に行われる海洋汚染等防止証書の年次検査、中間検査又は定期検査までは、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (*14)... 1. 施行日から適用
2. 施行日前の引き渡しが行われる船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。
- (*15)... 1. 施行日から適用
2. 施行日前に承認された歯車の設計については、損傷等がなく、また、歯車のかみあい寸法、材料等の強度に関わる変更がない場合、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (*16)... 1. 施行日から適用
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶に搭載される排ガス浄化装置であつて、施行日前に承認申込みのあったものについては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に搭載される排ガス浄化装置であつて、施行日前に承認申込みのあったものに適用することができる。
- (*17)... 1. 施行日から適用
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶に搭載される選択式触媒還元脱硝装置であつて、施行日前に承認申込みのあったものについては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に搭載される選択式触媒還元脱硝装置であつて、施行日前に承認申込みのあったものに適用することができる。
- (*18)... 1. 施行日から適用
2. 附属書VI第28.1規則により要求されるデータの収集を2023年1月1日以降に開始する船舶については、当該データの収集を開始した暦年の次の暦年の5月31日又は附属書VI第6.7規則に従い適合証書の交付を受ける日の前日のいずれか早い日までは従前の例による。
- (*19)... 1. 施行日から適用
2. 施行日前の引き渡しが行われる船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

- (*20)... 1. 施行日から適用
2. 次のいずれにも該当しない選択式触媒還元脱硝装置にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 2022年1月1日以降に承認申込みのあった選択式触媒還元脱硝装置
 - (2) 2022年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に搭載される選択式触媒還元脱硝装置
- (*21)... 1. 施行日から適用
2. 次のいずれにも該当しないガス燃料機関にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日以降に使用承認の申込みのあったガス燃料機関
 - (2) 施行日以降に使用承認の更新を行うガス燃料機関
- (*22)... 1. 施行日から適用
2. 次のいずれにも該当しない排ガス浄化装置にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日以降に建造開始段階にある船舶に搭載される排ガス浄化装置
 - (2) 施行日前に建造開始段階にある船舶に搭載される排ガス浄化装置であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 当該装置の船舶への契約上の納入日が施工日以降であるもの
 - (b) 契約上の納入日が存在しない場合には、当該装置の船舶への実際の納入日が施工日以降であるもの
 - (3) 施行日以降に既存の排ガス浄化装置に対して性能に影響する改造等が実施されるもの
- (*23)... 1. 施行日から適用
2. 施行日以降に初めて検査を受ける EGCS テクニカルマニュアルにあっては、当該検査の申請日から適用する。
 3. 施行日前に検査を受けている EGCS テクニカルマニュアルにあっては、施行日以降最初の変更に係る検査の申請日から適用する。
 4. 前 2.及び 3.のいずれにも該当しない EGCS テクニカルマニュアルにあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (*24)... 1. 施行日から適用
2. 施行日前に承認申込みのあった自動化機器については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- (*25)... 1. 施行日から適用
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。
- (*26)... 1. 施行日から適用
2. 施行日前に承認申込みのあった自動閉鎖式空気管頭にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (*27)... 1. 施行日から適用
2. 次のいずれにも該当しないメカニカルジョイントにあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日以降に使用承認の申込みのあったメカニカルジョイント
 - (2) 施行日以降に使用承認の更新を行うメカニカルジョイント

- (*28)... 1. 施行日から適用
 - 2. 施行日前に船舶に搭載された装置については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- (*29)... 1. 施行日から適用
 - 2. 施行日前に有害水バラスト処理設備の設置に関する図面承認の申込が行われる船舶にあっては、この規則にかかわらず、なお従前の例による。ただし、施行日以降に建造契約が行われた船舶にあってはこの限りでない。
- (*30)... 1. 施行日から適用
 - 2. 次のいずれにも該当しない管装置にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日以降に使用承認の申込みのあった管装置
 - (2) 施行日以降に使用承認の更新を行う管装置
 - (3) 施行日以降に建造契約*が行われる船舶に搭載される管装置
- (*31)... 1. 施行日から適用
 - 2. 施行日前に検査の申込みがあった試験機及び力計にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (*32)... 1. 施行日から適用
 - 2. 次のいずれにも該当しない材料にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日以降に検査の申込みのあった材料
 - (2) 施行日以降に建造契約が行われる船舶に使用される材料
- (*33)... 1. 施行日から適用
 - 2. 次のいずれにも該当しないアルミニウム合金材にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日以降に検査の申込みのあったアルミニウム合金材
 - (2) 施行日以降に建造契約が行われる船舶に使用されるアルミニウム合金材
- (*34)... 1. 施行日から適用
 - 2. 施行日前に認定申込みのあった溶接材料にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (*35)... 1. 施行日から適用
 - 2. 施行日前に承認申込みのあった鋼材及びアルミニウム合金材にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (*36)... 1. 施行日から適用
 - 2. 施行日前に検査申込みのあった鋼材にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (*37)... 1. 施行日から適用
 - 2. 施行日前に承認申込みのあった溶接施工方法にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (*38)... 1. 施行日から適用
 - 2. 施行日前に建造契約が行われた海底資源掘削船にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (*39)... 1. 施行日から適用
 - 2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

(*40)... 1. 施行日から適用

2. 施行日前に申込みのあった遠隔検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。